

議員提出第13号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第150号議案による職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

鉄道賃、船賃及び航空賃の額に係る規定の整理

改 正 後	改 正 前
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例 〔平成14年7月9日 島根県条例第35号〕	
第1条～第8条　〔略〕 附 則 1・2　〔略〕	第1条～第8条　〔略〕 附 則 1・2　〔略〕
<u>3 鉄道賃、船賃及び航空賃の額について</u> <u>は、当分の間、職員の旅費に関する条例</u> <u>(昭和27年島根県条例第11号) 第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項中「最下級の運賃の額」とあるのは、「最上級の運賃の額」として、これらの規定を適用する。</u>	<u>3 鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、職員の旅費に関する条例(昭和27年島根県条例第11号)第14条第1項各号列記以外の部分中「座席指定料金」とあるのは「特別車両料金並びに座席指定料金」と、同項第2号中「座席指定料金」とあるのは「特別車両料金及び座席指定料金」とし、上級の運賃を徴する船舶による旅行の場合には、同条例第15条第1項第1号及び第2号中「中級の運賃(本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行の場合には、下級の運賃)」とあるのは「上級の運賃」と、同項第2号中「下級の運賃」とあるのは「上級の運賃」として、これらの規定を適用する。</u>
別表第1～別表第3　〔略〕	別表第1～別表第3　〔略〕

3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。